

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成18年6月 第2回訂正分)

アマタ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年6月14日に関東財務局長に提出し、平成18年6月15日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成18年5月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年6月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集60,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し60,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年6月13日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成18年6月13日に決定された引受価額(6,475円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格7,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「163,200,000」を「194,250,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「163,200,000」を「194,250,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)9」を「7,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)9」を「6,475」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)10」を「1株につき7,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき6,475円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

7 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の(注)9をご参照下さい。

8 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

9 募集株式(新株式)等の価格の決定に当たりましては、仮条件(6,400円~7,000円)に基づいてブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、上場株式数120,000株(募集株式数60,000株及び売出株式数60,000株)を十分に上回る状況であったこと

② 機関投資家を含め申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと

③ 申告された需要件数が多数にわたっていたこと

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、上場株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市況や最近の新規上場株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、7,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は6,475円と決定いたしました。

11 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (7,000円) と平成18年6月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額5,440円)及び平成18年6月13日に決定した引受価額 (6,475円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

12 資本組入額は、発行価額(5,440円)の2分の1の金額であります。

なお、引受価額(6,475円)が会社法上の払込金額(発行価額5,440円)を上回ったことに伴い、その差額についても、2分の1を資本組入額とし、残額を資本準備金とした結果、引受価額に対する資本組入額(会社法上の増加する資本金の額)は3,237円50銭となり、資本準備金額(会社法上の資本準備金の額)は3,237円50銭となっております。

(注)11の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受けの条件」の欄

- 2 引受人は新株式払込金として、平成18年6月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき6,475円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき525円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と平成18年6月13日に元引受契約を締結いたしました。
- 2 引受人は、上記引受株式数の内1,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「371,850,000」を「388,500,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「360,850,000」を「377,500,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 2 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額377,500千円につきましては、設備投資及び事務所移転費用の資金に287,700千円、システム投資資金に32,500千円、及び借入金返済資金に57,300千円を充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成18年6月13日に決定された引受価額(6,475円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格7,000円)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「402,000,000」を「420,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「402,000,000」を「420,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注)3、4の全文削除

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)7」を「7,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)7」を「6,475」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)7」を「1株につき7,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)8」を「(注)8」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注)7 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。

引受価額は「第1 募集要項」における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

8 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 みずほインベスターズ証券株式会社 60,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき525円)の総額は引受人の手取金となります。

9 上記引受人と平成18年6月13日に元引受契約を締結いたしました。